

憲法第八九条にいう「慈善又は博愛の事業」について

(要旨)

憲法第八九条にいう慈善又は博愛の事業とは、いわゆる仁慈の理念に基いて、他人の精神的、肉体的ないし物質的な欠乏を自己の負担において直接充足することを目的として行う事業を中心とする観念である。

(意見)

昭和二八年二月二一日

[法制局第一発第 18 号]

法制局次長 林修三

自治庁次長 鈴木使一殿

第八九条の解釈について

客年一二月二四日附自乙発第四〇九号をもつて当局長官あて照会にかかる記の件に関し、小職より左のとおり意見を回答する。

一 問題

左にかかげる事業は、憲法第八九条にいう慈善又は博愛の事業に該当するものと解すべきか。

(一)戦犯者釈放の署名運動及び戦犯者の慰問を行う事業

(二)戦没者の慰霊をまつり、遺族相互の福祉を増進することを目的として戦没者遺族の団体が行う事業

二 意見及び理由

憲法第八九条にいう慈善又は博愛の事業とは、一般に仁慈の名で呼ばれる道德上の理念に基き人の精神的、肉体的ないし物質的な欠乏を自己の負担により直接充足することを目的として行う事業を中心とする観念と解せられ、その事業は、これを行う者とその事業によって欠乏の充足が得られる者の存在なくしては、これを考えることはできない。この観点からお尋ねの問題を検討してみると、

(一)の事業のうち、(イ)戦犯者釈放の署名運動を行う事業は、現に服役中のいわゆる戦争犯罪人について日本国との平和条約で認められている関係国の措置(同条約第一条参照)を要望するために、関係国又は日本国の政府に働かさかけることを目的として行うものであって、個々の戦争犯罪人につき、その精神的ないし肉体的欠乏を直接充足することを目的として行う事業ではないから、慈善又は博愛の事業には該当しないものと解せられ、(ロ)戦犯者の慰問を行う事業は、戦争犯罪人に対し、特定的手段をもつて、その精神的ないし物質的な欠乏を直接充足することを目的として行うものと解されるから、その事業が近親縁故者を除く第三者によりその者の負担において行われる限り、慈善又は博愛の事業に該当するものと解される。

(二)の戦没者の遺族が団体を結成し、その団体が行うもののうち、(イ)戦没者の遺霊の祭祀を行う事業は、これにより精神的欠乏の充足が得られる現存の人は遺族において他にない以上、慈善又は博愛の事業であり得ないことは、前記の趣旨からいつて明らかであり、(ロ)遺族の福祉を増進する事業は、これが遺族に

対する公的援護の拡充を図るものであるならば、それは国その他地方公共団体の施策を要請しその実現を図ることを目的とするものに外ならないし、また、それが各自の経済的負担に基き相互救済の範囲において行われるものであるならば、それは各自が団結の力によつて自らの欠乏を充足することを目的とするものに外ならないから、いずれにしても慈善又は博愛の事業には該当しないものと解される。